

# 袋 井 市 地 域 防 災 計 画

原子力災害対策編



## 目 次

<b>第1章 総 則</b>	
<b>第1節 計画の目的</b>	1
<b>第2節 計画の性格</b>	1
1 袋井市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2 袋井市における他の災害対策との関係	1
3 計画の修正	1
<b>第3節 計画の周知徹底</b>	1
<b>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針</b>	1
<b>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</b>	2
<b>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</b>	2
<b>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</b>	2
1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	2
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	3
<b>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b>	3
1 袋井市	3
2 静岡県	4
3 静岡県警察	4
4 消防機関	4
5 指定地方行政機関	4
6 自衛隊	6
7 指定公共機関及び指定地方公共機関等	6
8 公共的団体等	7
9 原子力事業者	7
<b>第2章 原子力災害事前対策</b>	
<b>第1節 基本方針</b>	8
<b>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</b>	8
<b>第3節 原子力事業者からの報告の徴収</b>	8
<b>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</b>	8
<b>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b>	8
<b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b>	8
1 情報の収集・連絡体制の整備	9
2 情報の分析整理	9
3 通信手段・経路の多様化等	10
<b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b>	11
1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	11
2 災害対策本部体制等の整備	12
3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	12

4	長期化に備えた動員体制の整備	12
5	防災関係機関相互の連携体制	12
6	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	13
7	自衛隊との連携体制	13
8	広域的な応援協力体制の拡充・強化	13
9	モニタリング体制等	13
10	専門家の派遣要請手続き	13
11	放射性物質による環境汚染への対処のための整備	14
12	複合災害に備えた体制の整備	14
13	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	14
第 8 節	避難収容活動体制の整備	14
1	避難計画の作成	14
2	避難所等の整備等	14
3	要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	15
4	学校等施設における避難計画の整備	15
5	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	16
6	住民等の避難状況の確認体制の整備	16
7	居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	16
8	警戒区域を設定する場合の計画の策定	16
9	避難方法等の周知	16
第 9 節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	16
1	飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備	16
2	飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保	16
第 10 節	緊急輸送活動体制の整備	16
1	専門家の移送体制の整備	16
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	17
第 11 節	救助・救急、医療、消火、防護資機材等の整備	17
1	救助・救急活動用資機材の整備	17
2	救助・救急機能の強化	17
3	原子力災害医療活動体制等の整備	17
4	安定ヨウ素剤の服用体制の整備	17
5	消火活動体制の整備	17
6	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	17
7	物資の調達、供給活動体制の整備	17
第 12 節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	17
第 13 節	行政機関の業務継続計画の策定	18
第 14 節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	18
第 15 節	防災業務関係者の人材育成	18
第 16 節	防災訓練等の実施	19
1	訓練計画の策定	19

2	訓練の実施	19
3	実践的な訓練の実施と事後評価	20
	第17節 災害復旧への備え	20
 第3章 緊急事態応急対策		
第1節	基本方針	21
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	21
1	施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	21
2	応急対策活動情報の連絡	22
3	一般回線が使用できない場合の対処	22
4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	22
第3節	活動体制の確立	23
1	市の活動体制	23
2	原子力災害合同対策協議会への出席等	24
3	専門家の派遣要請	24
4	応援要請及び職員の派遣要請等	24
5	自衛隊の派遣要請等	24
6	原子力被災者生活支援チームとの連携	24
7	防災業務関係者の安全確保	25
第4節	避難、屋内退避等の防護活動	25
1	避難、屋内退避等の防護措置の実施	25
2	避難所等	31
3	広域一時滞在	32
4	避難の際の住民に対する避難退城時検査及び除染の実施	32
5	安定ヨウ素剤の服用	33
6	要配慮者への配慮	33
7	学校等施設における避難措置	33
8	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	33
9	警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置	33
10	飲食物、生活必需品等の供給	33
第5節	治安の確保及び火災の予防	34
第6節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	34
第7節	緊急輸送活動	35
1	緊急輸送活動	35
2	緊急輸送のための交通確保	36
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	36
1	救助・救急及び消火活動	36
2	医療活動等	36
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	38
1	住民等への情報伝達活動	38
2	住民等からの問い合わせに対する対応	38
第10節	自発的支援の受入れ等	39
1	ボランティアの受入れ	39

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ	39
第 11 節 行政機関の業務継続に係る措置	39
第 12 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	39
 第 4 章 大規模地震対策	
第 1 節 施設整備計画	41
1 避難者収容施設の耐震化	41
2 橋梁等の耐震化	41
3 通信連絡施設の整備	41
第 2 節 東海地震注意情報発表時等における対策	41
第 3 節 地震災害応急対策	41
 第 5 章 原子力災害中長期対策	
第 1 節 基本方針	42
第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応	42
第 3 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	42
第 4 節 放射性物質による環境汚染への対処	42
第 5 節 各種制限措置の解除	42
第 6 節 災害地域住民に係る記録等の作成	42
1 災害地域住民の記録	42
2 災害対策措置状況の記録	42
第 7 節 被災者等の生活再建等の支援	42
第 8 節 風評被害等の影響の軽減	43
第 9 節 被災中小企業等に対する支援	43
第 10 節 心身の健康相談体制の整備	43

## 【図表】

別図 (3-2-1)	防災関係機関の情報連絡系統図	44
別表 (3-8-1)	救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関	45
別表 (3-8-2)	原子力災害医療協力機関	45
別表 (3-8-3)	原子力災害拠点病院	45
別表 (3-8-4)	高度被ばく医療支援センター	45
別表 (3-8-5)	原子力災害医療・総合支援センター	45
別表 (4-2-1)	地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書	46
別表 (4-3-1)	大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設設備等点検結果報告書	47
別表 (5-6-1)	被災地住民登録様式	48

## 第1章 総 則

---

---

### 第1節 計画の目的

袋井市地域防災計画(原子力災害対策編)(以下、「計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、中部電力株式会社(以下「原子力事業者」という。)浜岡原子力発電所(以下「原子力発電所」という。)の原子炉の運転等(加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用(保安規定を定める施設)及び事業所外運搬(以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、袋井市並びに静岡県、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、吉田町及び森町と原子力事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を住民に広く公開、提供している。

### 第2節 計画の性格

#### 1 袋井市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、袋井市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画(原子力災害対策編)に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

#### 2 袋井市における他の災害対策との関係

この計画は、「袋井市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「袋井市地域防災計画(一般対策編、地震対策編)」及び「袋井市津波避難計画」に拠るものとする。

#### 3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

### 第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

### 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和2年2月5日一部改正)を遵守するものとする。

## 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

(原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態)

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気中に放出された。また、炉心冷却用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

## 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

### ・予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「I A E A」という。）の国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

### ・緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action planning Zone）

U P Zとは、確率的影響を最小限に抑えるため、E A L、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

この考え方を踏まえ、静岡県が国の拡散シミュレーションの結果を基に原子力発電所から半径31kmを目安に緊急防護措置を準備する区域（U P Z）の範囲を設定したことから、袋井市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（緊急防護措置を準備する区域（U P Z））
市域全域

## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射

線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを軽減するため、通常の運転及び停止中の放射線物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の示す区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。

- (1) 情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
- (2) 警戒事態
- (3) 施設敷地緊急事態
- (4) 全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

## 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

## 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、袋井市地域防災計画（一般対策編）第1章第3節に定める「市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

### 1 袋井市

- (1) 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施に関すること
- (2) 通信連絡設備等の整備に関すること
- (3) 防災対策資機材の整備に関すること
- (4) 防災対策資料の整備に関すること
- (5) 避難所等の整備に関すること
- (6) 災害状況の把握及び伝達に関すること
- (7) 市災害対策本部の設置に関すること
- (8) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣に関すること
- (9) 県が行う緊急時モニタリングに対する協力に関すること
- (10) 避難指示及び立入制限に関すること
- (11) 避難誘導に関すること
- (12) 避難等の実施に関すること
- (13) 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力に関すること
- (14) 県が行う原子力災害医療措置に対する協力に関すること
- (15) 住民等及び必要物資の緊急輸送の確保に関すること
- (16) 汚染飲食物の摂取制限等に関すること
- (17) 住民からの問い合わせ対応に関すること
- (18) 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力に関すること
- (19) 制限措置等の解除に関すること
- (20) 国及び県が行う原子力防災対策に対する協力に関すること
- (21) 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること
- (22) 県及び関係機関への支援の要請に関すること

## 2 静岡県

- (1) 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施に関すること
- (2) 通信連絡設備等の整備に関すること
- (3) 緊急時モニタリング設備等の整備に関すること
- (4) 原子力災害医療設備等の整備に関すること
- (5) 防災対策資機材の整備に関すること
- (6) 防災対策資料の整備に関すること
- (7) 原子力事業者からの報告の収集及び立入検査に関すること
- (8) 緊急事態応急対策等拠点施設の整備及び維持に関すること
- (9) 災害状況の把握及び伝達に関すること
- (10) 県原子力災害警戒本部の設置に関すること
- (11) 県原子力災害対策本部の設置に関すること
- (12) 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣に関すること
- (13) 緊急時モニタリングの実施に関すること
- (14) 避難等の支援に関すること
- (15) 避難退避時検査場所の開設、避難退避時検査及び除染の実施に関すること
- (16) 原子力災害医療措置に関すること
- (17) 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保に関すること
- (18) 汚染飲食物の摂取制限等に関すること
- (19) 住民等からの問い合わせ対応に関すること
- (20) 放射性汚染物質の除去に関すること
- (21) 制限措置の解除に関すること
- (22) 御前崎市及び関係周辺市町の原子力防災対策に対する助言及び協力に関すること
- (23) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること
- (24) 国及び関係機関への支援の要請に関すること

## 3 静岡県警察（袋井警察署、（中央・山梨・浅羽交番、市内各警察官駐在所））

- (1) 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報に関すること
- (2) 立入制限及び交通規制に関すること
- (3) 治安の確保に関すること

## 4 消防機関

- (1) 袋井市森町広域行政組合消防本部
  - ア 住民等に対する広報及び避難誘導に関すること
  - イ 原子力災害医療措置に対する協力に関すること
  - ウ 防護区域の防火対策に関すること
  - エ 立入制限及び交通規制の協力に関すること
- (2) 袋井市消防団
  - ア 住民等の避難等の誘導に関すること
  - イ 情報の伝達及び収集活動に関すること
  - ウ 防護区域の防火対策に関すること
  - エ 立入制限及び交通規制の協力に関すること

## 5 指定地方行政機関

- (1) 警察庁関東管区警察局
  - ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
  - イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること

- ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること
  - エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること
  - オ 警察通信の確保及び統制に関すること
- (2) 総務省東海総合通信局
- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理に関すること
  - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理に関すること
  - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査に関すること
  - エ 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
  - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
  - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
- 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 厚生労働省東海北陸厚生局（静岡事務所）
- ア 災害状況の情報収集、連絡調整に関すること
  - イ 関係職員の派遣に関すること
  - ウ 関係機関との医療、助産、救護等の連絡調整に関すること
- (5) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
- ア 労働災害防止の監督指導に関すること
  - イ 災害発生時における労働災害調査に関すること
  - ウ 業務上被災労働者に対する労災保険給付に関すること
- (6) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
- ア 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認に関すること
  - イ 災害時における主要食糧等の需給対策に関すること
- (7) 経済産業省関東経済産業局・中部地方環境事務所
- ア 原子力発電所の安全確保の指導監督に関すること
  - イ 原子力防災に関する広報及び教育訓練に関すること
  - ウ 原子力災害現地対策本部等の支援に関すること
- (8) 経済産業省関東東北産業保安監督部・中部近畿産業保安監督部
- ア 原子力発電所の安全確保の指導監督に関すること
  - イ 原子力防災に関する広報及び教育訓練に関すること
  - ウ 原子力災害現地対策本部等の支援に関すること
- (9) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所、清水港湾事務所）
- 直轄国道の管理及び通行確保に関すること
- (10) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
- ア 輸送機関との連絡調整に関すること
  - イ 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請に関すること
- (11) 東京航空局東京空港事務所
- 上空の飛行規制との周知徹底に関すること
- (12) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）
- 気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表に関すること

- (13) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）  
ア 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること  
イ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置に関すること  
ウ 海上における救助・救急活動及び緊急輸送に関すること  
エ 海上における治安の確保に関すること

## 6 自衛隊

- (1) 災害応急対策の支援に関すること  
(2) 緊急時モニタリングの支援に関すること  
(3) 避難退域時検査及び除染の支援

## 7 指定公共機関及び指定地方公共機関等

- (1) 東海旅客鉄道株式会社（袋井駅、愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社  
ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保に関すること  
イ 災害時の応急輸送対策に関すること
- (2) 中日本高速道路株式会社（東京支社）  
ア 災害時の輸送路の確保に関すること  
イ 避難退域時検査場所設置への協力に関すること
- (3) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）  
ア 通信の確保に関すること  
イ 公衆電気通信の特別取扱に関すること
- (4) 株式会社N T T ドコモ東海支社（静岡支店）、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社  
通信の確保に関すること
- (5) 日本赤十字社（静岡県支部）  
ア 災害時における医療救護の実施に関すること  
イ 義援金の募集及び配分に関すること
- (6) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）  
ア 原子力防災に係る知識の普及に関すること  
イ 気象予警報、災害情報、その他の災害広報に関すること
- (7) 一般社団法人静岡県医師会（磐周医師会、袋井市医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（磐周歯科医師会）、公益社団法人静岡県薬剤師会（小笠袋井薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会（中東遠地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会（西部支部）  
災害時における医療救護の実施に関すること
- (8) 独立行政法人国立病院機構  
国の開設する病院における医療救護の実施に関すること
- (9) 公益社団法人静岡県放射線技師会  
ア 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力に関すること  
イ 県及び市が行う住民の問合せ対応に対する協力に関すること
- (10) 日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）  
ア 災害対策に必要な物資の輸送確保に関すること  
イ 災害時の応急輸送対策に関すること
- (11) 一般社団法人静岡県バス協会（秋葉バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社磐田営業所）  
避難住民等の輸送の支援に関すること

- (12) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
  - ア 緊急時モニタリングの支援に関すること
  - イ 専門家の派遣に関すること
  - ウ 放射線測定機材の提供に関すること
  - エ 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること

- (13) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

- ア 緊急時モニタリングの支援
  - イ 専門家の派遣
  - ウ 原子力災害医療派遣チームの派遣

## 8 公共的団体等

- (1) 社団法人静岡県警備業協会
  - 災害時の道路交差点等における交通整理支援に関すること
- (2) 自治会（連合会）・自主（連合）防災隊
  - ア 原子力防災に関する知識の普及に関すること
  - イ 情報の収集及び伝達活動に関すること
  - ウ 避難時の集合場所への誘導及び人員の掌握に関すること

## 9 原子力事業者（中部電力株式会社）

- (1) 原子力発電所の防災体制の整備に関すること
- (2) 原子力発電所の災害予防に関すること
- (3) 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供に関すること
- (4) 従業員等に対する防災に係る教育、訓練に関すること
- (5) 原子力発電所敷地内の応急対策措置に関すること
- (6) 通信連絡体制の整備に関すること
- (7) 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備に関すること
- (8) 原子力防災資機材の整備に関すること
- (9) 原子力災害活動で使用する資料の整備に関すること
- (10) 環境放射線モニタリングの実施に関すること
- (11) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣に関すること
- (12) 避難退域時検査及び除染の実施（県と連携）に関すること
- (13) 県、御前崎市、関係周辺市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること
- (14) 放射性汚染物質の除去に関すること
- (15) 災害の復旧に関すること

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- 1 市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- 2 市は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

### 第3節 原子力事業者からの報告の徴収

市は、必要に応じ、原子力事業者からの報告を徴収することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

### 第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- 1 市は、この計画の作成や見直し、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- 2 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連絡などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

### 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、その確保について、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 市は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

### 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

## 1 情報の収集・連絡体制の整備

### (1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

また市は、国や県と共に、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めることとする。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

### (2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国、県及び関係周辺市町と協力し、車両の確保など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

### (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど速やかに派遣できる体制の整備を図るものとする。

### (4) 非常通信協議会との連携

市は、東海総合通信局が設置・運営する非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

### (5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

### (6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、意見聴取、連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求める能够とする仕組みの構築に努めるものとする。

## 2 情報の分析整理

### (1) 人材の育成、確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

### (3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、関係周辺市町及び原子力事業者、その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、市は、社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

## &lt;整備を行うべき資料の例&gt;

ア 原子力施設（事業所）に関する資料

(ア) 原子力事業者防災業務計画

(イ) 原子力事業所の施設の配置図

イ 社会環境に関する資料

(ア) 種々の縮尺の周辺地図

(イ) 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、面積等の情報を含む。）

(エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

(オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、保育所（園）、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、公共運動施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

(カ) 原子力災害医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という）それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート手段等）

(キ) オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料

ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

(ア) 周辺地域の気象資料（過去1年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

(イ) モニタリングステーション・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図、及び環境試料採取の候補地点図

(ウ) 線量推定計算に関する資料

(エ) 平常時環境放射線モニタリング資料

(オ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

(カ) 農林水産物の生産及び出荷状況に関する資料

エ 防護資機材等に関する資料

(ア) 防護資機材の備蓄・配備状況に関する資料

(イ) 避難用車両の緊急時における運用体制

(ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

(ア) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。）

(イ) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

(ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

カ 避難に関する資料

(ア) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

(イ) 避難所及び避難経由所運用体制（施設の名称、位置、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

### 3 通信手段・経路の多様化等

市は、国、県及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸

設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

#### (1) 専用回線網の整備

市は、県との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

#### (2) 市防災行政無線の確保・活用

市防災行政無線については、移動系防災無線設置の拡充に努めるとともに、同報系の設置を推進する。なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

#### (3) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

#### (4) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

#### (5) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

#### (6) 通信輻輳の防止

市は、県、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

#### (7) 非常用電源等の確保

市は、県、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

また、必要に応じて移動電源車の派遣を要請するものとする。

#### (8) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

## 第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

### 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

#### (1) 市原子力情報収集体制

市は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

#### (2) 市原子力警戒体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合又は県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡が行えるよう、あらかじめ体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、施設敷地緊急事態発生に備えて、市原子力災害警戒本部設置の基準についてあらかじめ定めておくものとする。

### (3) 市原子力災害警戒本部の体制

市は、原子力事業者から特定事象（原災法第10条事象）発生の通知を受けた場合又は県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、市長を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

### (4) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、特定事象発生の通報を受けた場合又は県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

### (5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターの派遣手段等を定めておくものとする。

## 2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

## 3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

## 4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県、関係周辺市町及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

## 5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係周辺市町、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、第1章第8節「防災関係機関の事務又は事務の大綱」に基づき、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

## 6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

## 7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請の要求が迅速に行えるよう、あらかじめ要求の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時からその想定を行っておくものとする。

## 8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退城時検査（避難者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村及び民間事業者との応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は次表のとおりである。

名 称	締結年月日	構成市町村
災害時相互応援協定	平成 19 年 4 月 1 日	塩尻市
災害時相互応援協定	平成 19 年 4 月 1 日	北杜市
災害時相互応援協定	平成 24 年 5 月 7 日	大月市
災害時相互応援協定	平成 25 年 3 月 4 日	鯖江市
防災交流都市協定	平成 25 年 11 月 24 日	岩沼市
五街道どまん中防災協力宣言	平成 13 年 10 月 28 日	大田原市、大月市、小山市、那須塩原市、塩尻市
三遠南信災害時相互応援協定	平成 17 年 11 月 4 日	豊橋市、田原市、豊川市、蒲郡市、豊根村、新城市、設楽町、東栄町、浜松市、湖西市、磐田市、森町、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
災害時相互応援協定	令和 3 年 3 月 25 日	いなべ市、四日市市、亀山市、津市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、名張市、尾鷲市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、南伊勢町、紀北町、御浜町

## 9 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力をうたための体制を整備するものとする。

## 10 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合又は県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する

ための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

## 11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

## 12 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

## 13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

# 第8節 避難収容活動体制の整備

## 1 避難計画の作成

市は、原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（U P Z）に当たることから、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を策定するものとする。

緊急防護措置を準備する区域（U P Z）の避難については、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とする。

住民の県外への避難先及び避難方法等については、袋井市原子力広域避難計画に定める。

なお、地域コミュニティーの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

## 2 避難所等の整備等

### (1) 避難所等の整備

市は、幼稚園、保育所、小・中学校、コミュニティセンター、体育館等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

また、市は指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

### (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難を想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

### (3) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

### (4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

### (5) 応急住宅の供給体制等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、建設型応急住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

### (6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

### (7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

### (8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を更に進めるものとする。

## 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

### (1) 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア　避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の要配慮者及び一時滞在者の受け入れ体制の整備に努めるものとする。

イ　要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

### (2) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

### (3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

## 4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

## 5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、商業施設、観光施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

## 6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内待避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

## 7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

## 8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

## 9 避難方法等の周知

市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県、関係周辺市町、及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

## 第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

### 1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は、市内の農産物等の試料を提供するなど、県が実施する平常時モニタリングに協力するとともに、民間事業者と連携し、独自のモニタリング調査に努めることとする。

### 2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、県と連携し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めることとする。

## 第10節 緊急輸送活動体制の整備

### 1 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

## 2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

# 第11節 救助・救急、医療、消火、防護資機材等の整備

## 1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

## 2 救助・救急機能の強化

市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

## 3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

## 4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

市は、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備を進めていくものとする。

## 5 消火活動体制の整備

市は、平常時から県、関係消防機関、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

## 6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 7 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

# 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- 2 市は、国、県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等へ的確な情報を常に伝達できるよう、その体制や、市防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- 3 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

- 4 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第13節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

## 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- 1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
  - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
  - (2) 原子力施設の概要に関すること
  - (3) 原子力災害とその特性に関すること
  - (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
  - (5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
  - (6) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
  - (7) 要配慮者への支援に関すること
  - (8) 緊急時にとるべき行動
  - (9) 避難所及び避難経由所での運営管理、行動等に関すること
- 2 市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 市が防災知識の普及と啓発を行う際は、要配慮者へ十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- 4 市は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市の指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- 5 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を公文書として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進

する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、被ばくの可能性がある環境下で活動する原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

## 第16節 防災訓練等の実施

### 1 訓練計画の策定

- (1) 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、
  - ア 災害対策本部等の設置運営訓練
  - イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
  - ウ 緊急時通信連絡訓練
  - エ 緊急時モニタリング訓練
  - オ 原子力災害医療訓練
  - カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
  - キ 周辺住民避難訓練
  - ク 消防活動訓練・人命救助活動訓練
 等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- (2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

なお、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、浜岡地域原子力防災協議会において検討する。

### 2 訓練の実施

#### (1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

#### (2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

### 3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国及び原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

## 第17節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集、整備等を図るものとする。

## 第3章 緊急事態応急対策

---



---

### 第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

##### (1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。

イ 市は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### (2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、内閣府は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZに含まれる市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

イ 市は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

##### (3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）をはじめ、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市の消防機関、御前崎海上保安署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、市町をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、内閣府は、PAZに含まれる市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避

- 難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- ウ 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。
- エ 原子力検査官（原子力運転検査官）等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に隨時連絡するものとされている。

#### (4) 情報連絡系統図

これらの通報連絡を行う情報連絡系統図は、別図（3-2-1）のとおりである。

### 2 応急対策活動情報の連絡

#### (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ア 原子力事業者は、官邸（内閣官房）をはじめ、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市等の消防機関、御前崎海上保安署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- イ 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ウ 市は、指定地方公共機関等との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- エ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- オ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

#### (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市等の消防機関、御前崎海上保安署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、市は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- イ 原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。
- 市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ウ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。
- エ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

### 3 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

### 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

### 第3節 活動体制の確立

#### 1 市の活動体制

##### (1) 情報収集事態に対応した市の体制

###### ア 市原子力情報収集体制

市は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員を非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためのあらかじめ定められた情報収集体制をとるものとする。

###### イ 市原子力情報収集体制の解除

原子力情報収集体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

- (ア) 県が、原子力情報収集体制を廃止したとき。
- (イ) 原子力警戒事態対応体制に移行したとき。

##### (2) 警戒事態に対応した市の体制

###### ア 市原子力警戒体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

###### イ 情報の収集

市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

###### ウ オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力をを行うものとする。

###### エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

###### オ 国等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

###### カ 市原子力警戒体制の解除

市原子力警戒事態対応体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

- (ア) 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき。

##### (3) 市原子力災害対策本部の設置等

###### ア 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする市原子力災害対策本部を設置するものとする。

###### イ 市原子力災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

- (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (イ) 市原子力災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必

要がなくなったと認めたとき。

#### (4) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

市原子力情報収集体制、市原子力警戒体制及び市原子力災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は、袋井市原子力災害対策本部運営要領によるものとする。

#### (5) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。また、広域一時滞在の場合に、避難先及び市内に設置する市の現地災害対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

### 2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定めるものとする。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

### 3 専門家の派遣要請

市は、特定事象発生の通報がなされた場合又は県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

### 4 応援要請及び職員の派遣要請等

#### (1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

#### (2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

### 5 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

### 6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

## 7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、市原子力災害対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意するものとする。

### (2) 防護対策

ア 市原子力災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計、安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

### (3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者（ただし、事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。）の放射線防護については、次表の防護指標に基づき行うものとする。なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

対 策	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えは、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で 1 シーベルトを上限とする。

（注）事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

イ 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

ウ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等を要請するものとする。

### (4) 安全対策

ア 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第4節 避難、屋内退避等の防護活動

### 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

#### (1) P A Z 内の市は、警戒事態発生時には、国、県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

なお、「E A L」(Emergency Action Level) とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。

表 警戒事態における緊急時活動レベル（E A L）

警戒事態の基準	措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。※1</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生すること。※1</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。※1</p> <p>④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。※1</p> <p>⑤非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。※1</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。※1</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。※1</p> <p>⑧使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上観測できること。※2</p> <p>⑨原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※1</p> <p>⑩原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。※1</p> <p>⑪重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

<p>機能の一部が喪失するおそれがあること。※ 1</p> <p>⑫燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>※ 1</p> <p>⑬御前崎市において、震度6弱以上の地震が発生した場合※ 3</p> <p>⑭御前崎市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ※ 3</p> <p>⑮東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合※ 3</p> <p>⑯オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合※ 3</p> <p>⑰当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）※ 1</p> <p>⑱その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置が必要と判断した場合※ 3</p>	
--	--

※ 1 原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※ 2 原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※ 3 原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

(2) P A Z内の市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を行うものとする。また、市は、国、県の要請又は独自の判断により、U P Z内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うものとする。

表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル（E A L）

施設敷地緊急事態の基準	措置の概要
①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできること。※ 1	P A Z内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできること。※ 1	
③原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できること。※ 1	
④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。※ 1	
⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。※ 1	
⑥原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。※ 1	

<p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。※1</p> <p>⑧使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。※2</p> <p>⑨原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。※1</p> <p>⑩原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。※1</p> <p>⑪火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。※1</p> <p>⑫原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。※1</p> <p>⑬原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。※1</p> <p>⑭燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。※1</p> <p>⑮原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合は除く。）。※3</p> <p>⑯その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。※3</p>	
---	--

※1 原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

(3) P A Z内の市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難等の必要な防護措置について指示した場合は、P A Z内の避難を行うものとし、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

市は、P A Z内の避難の実施に併せ、国、県の要請又は独自の判断により、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うこととし、U P Z内の住民等にその旨を伝達するとともに、U P Z外の住民等に対し、P A Z内から避難してきた住民等の受け入れやU P Zを含む市町が行う防護措置の準備へ協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

表 全面緊急事態における緊急時活動レベル (E A L)

全面緊急事態の基準	措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉が停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。※1</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却剤の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ※1</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該原子炉格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。※1</p> <p>⑤原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ※1</p> <p>⑥全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。※1</p> <p>⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。※1</p> <p>⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ※1</p> <p>⑨原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。※1</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。※1</p> <p>⑪使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。※2</p> <p>⑫原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置、若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ※1</p> <p>⑬燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。※1</p> <p>⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合は除く。）。※3</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又</p>	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。※3	
---	--

- ※1 原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。
- ※2 原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

- ※3 原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

- (4) 緊急事態の状態により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、県が指示、助言等を行うに当たり、県から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
- (5) 市は、災害対策基本法第60条第1項に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行うことができる。その際に市は、国及び県と緊密な連携を行うものとする。

表 O I L 1、2と防護措置

基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要
O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※3</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）がO I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）がO I L 2 の基準値を超えた

場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(7) 市長は、緊急事態応急対策の実態のため緊急の必要があると認めるときは、県に対し、搬送すべき人並びに搬送すべき場所及び期日を示して、被災者の搬送を要請するものとする。

なお、県は運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(8) 市は、避難対象区域に含まれる場合、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退城時検査場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、避難や避難退城時検査場所等の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(9) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

(10) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

## 2 避難所等

(1) 市は、避難対象区域に含まれる場合、県と連携し、緊急時に必要に応じ指避難退城時検査場所、避難経由所及び避難所等の開設等の状況を伝達し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所等として開設するものとする。

(2) 市は、避難対象区域に含まれる場合、県と連携し、それぞれの避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。

(3) 市は、避難対象区域に含まれる場合、県の協力のもと、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 市は、避難対象区域に含まれる場合、県と連携し、避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、マニュアル（災害時健康支援マニュアル）等に基づき、保健師等による巡回健診相談等を実施するものとする。

- (5) 市は、避難対象区域に含まれる場合、県の協力のもと、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。
- (6) 市は、避難対象区域に含まれる場合、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 市は、避難対象区域に含まれる場合、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、建設型応急住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、建設型応急住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

### 3 広域一時滞在

- (1) 市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し県との協議を求めるものとする。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 国は、市町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町及び県に代わって行うものとされている。

### 4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に連絡するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査及び避難退域時検査結果に応じたO I Lに基づく除染を行うものとする。

但し、避難の時期等により、汚染のないことが明らかな場合には、避難退域時検査を行わないようすることもできる。

表 O I L 4 と防護措置について

基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要
O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線 : 40,000 cpm <sup>*2</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
	$\beta$ 線 : 13,000 cpm <sup>*3</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	

\*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

\*2 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が 20 cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、

表面汚染密度は約  $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※3 ※2と同様、表面汚染密度は約  $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

## 5 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用するべき時機及び服用の方法を指示するとともに、県及び医療機関と連携して、医師・薬剤師の確保、アレルギー等への対処態勢の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

安定ヨウ素剤の配布、服用等に関しては、市の「安定ヨウ素剤取扱いマニュアル」によるものとする。

## 6 要配慮者への配慮

- (1) 市は、避難対象区域に含まれる場合、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、建設型応急住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け、建設型応急住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

## 7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

## 8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、商業施設、観光施設等不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

## 9 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

市は、警戒区域又は避難の指示等をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

## 10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 市は、被災した場合、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

- (3) 被災した市町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

## 第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について県警察本部等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

## 第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 県は国からの指示により、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係市町に指示するものとされている。市は、県の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限・出荷制限を実施するものとする。

(2) 市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また、市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

表 飲食物に係るスクリーニング基準<sup>\*1</sup>

基準の概要	初期設定値 <sup>*2</sup>	防護措置の概要
O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>*3</sup> (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>*4</sup> )	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

※1 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

表 O I L 6 と防護措置について

**基準の概要**

経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

**防護措置の概要**

1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

核種 <sup>※1</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※2</sup>
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGS-G-2におけるOIL 6値を参考として数値を設定する。

※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

## 第7節 緊急輸送活動

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位

市は、避難対象区域に含まれる場合、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（病院や福祉施設等の入所者、要配慮者、原発から近い距離の居住者など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

#### (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 避難者、負傷者等

ウ 緊急事態応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、県の原子力災害現地対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員等）及び必要とされる資機材

エ コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### (3) 緊急輸送体制の確立

ア 市は、避難対象区域に含まれる場合、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 市は、避難対象区域に含まれる場合、人員、車両等の調達に関して、次表の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村等に支援を要請するものとするものとする。

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	1 一般社団法人静岡県トラック協会 2 日本通運株式会社 3 自衛隊 4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 5 海上保安庁第三管区海上保安本部
避難住民等	1 一般社団法人静岡県バス協会 2 自衛隊 3 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）

ウ 市は、避難対象区域に含まれる場合、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

## 2 緊急輸送のための交通確保

道路管理者（市）は、避難対象区域に含まれる場合、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

## 第8節 救助・救急、消火及び医療活動

### 1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は、避難対象区域に含まれる場合、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、避難対象区域に含まれる場合、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 市は、避難対象区域に含まれる場合、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所など

### 2 医療活動等

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する拠点病院又は協力機関等が講ずるものとする。

区分	原子力災害 医療協力機関 ※1	原子力災害 拠点病院	高度被ばく医療 支援センター
診療機能	外来診療等	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う
医療機関名	別表(3-8-2)に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表3-8-3)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 公立大学法人福島県立医科大学 (別表3-8-4)
スクリーニング、線量評価(※2)	1スクリーニング 2簡易な放射線測定による個人線量評価	1スクリーニング 2専門的な個人線量評価(高度被ばく医療支援センターからの技術支援)	1高度専門的な個人線量評価
除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染
診療	1安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 2救急蘇生法等 3合併損傷(創傷、熱傷等)の初期治療 4内部被ばく傷病者等に対する初期対応等	1局所被ばく傷病者等の診療開始 2高線量被ばく傷病者等の診療開始 3合併損傷の治療 4内部被ばくに対する診療の開始等	1重篤な局所被ばく傷病者等の診療 2高線量被ばく傷病者等の診療等 3重症の合併損傷の治療 4重篤な内部被ばく傷病者等に対する診療等
資機材等	被ばく傷病者等の救急外来診療を行なう医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等
支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携(各種サーベイメータ、放射線管理要員の派遣等)	1協力機関及び拠点病院相互への技術的支援、専門家派遣 2原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	1他の原子力医療機関への技術的支援、専門家派遣 2原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等
連携	1外来診療で完結 2外来診療→転送(※3)	1入院診療 2診療開始→転送(※3)	専門医療機関間での転送
搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行なうが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行なう。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行なうが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行なう。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。

(※1) 協力機関は、講ずることのできる原子力災害医療措置が異なる。

(※2) スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行なう。

(※3) 転送は、一般の診療所・病院、拠点病院、高度被ばく医療支援センター等への転送をいう。

## 第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

#### ア 市の広報体制

市は、防護対策区域内の住民に対し、同時通報用無線、広報車、ホームページ、袋井市情報配信サービス「メローねっと」、緊急速報メール等を通じて広報する。

また、自治会（連合会）や自主防災隊を通じての連絡に協力を依頼する。

#### イ 市が行う広報事項

広報事項は、緊急事態発生の事実、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項等とし、広報文案は、県の定める「原子力防災広報対策の手引き」に基づき実施する。

- (3) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

- (5) 市は、情報伝達に当たって、同時通報用無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

### 2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否

情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、静岡県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害が発生すると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、市は、これに適切に対応するものとする。

### 1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

#### (1) 義援物資の受入れ

市は、被災した場合、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

#### (2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

## 第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- 市は、避難対象区域に含まれる場合、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- 市は、避難対象区域に含まれる場合、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

## 第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

- 原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、経済産業省、原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等 に対しては、その着信を確認することとされている。
- 原子力緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、国の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することとされている。
- 県は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、国、市町、県警察、消防機関、原子力事業者、海上保安部署、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておくものとする。

- 4 県及び市町は、国の現地対策本部から、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 5 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 6 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- 7 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

## 第4章 大規模地震対策

---



---

### 第1節 施設整備計画

東海地震等の大規模地震対策として、次の施設整備を推進する。

#### 1 避難者収容施設の耐震化

原子力災害が発生した場合に、避難場所となっている学校等の建物（以下「避難者収容施設」という。）の耐震化（窓ガラスの破損防止対策を含む。）を実施する。

#### 2 橋梁等の耐震化

長距離の避難に備え避難路の確保を確実にするため、避難路の橋梁等の耐震化を実施するとともに、法令に基づく点検を行い、道路交通の確保を速やかにかつ容易に実施できるよう体制を確立する。

#### 3 通信連絡施設の整備

住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、同時通報用無線及び市防災行政無線等の通信連絡施設を多面的に整備する。

### 第2節 東海地震注意情報発表時等における対策

- 1 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員は、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。
- 2 東海地震注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。
- 3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表(4-2-1)により報告するものとする。この報告を行う連絡系統図は、別図(3-2-1)とする。
- 4 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。

### 第3節 地震災害応急対策

- 1 原子力発電所は、御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は御前崎市を含む県内沿岸に大津波警報が発表された場合に大津波警報が発表された場合、直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表(4-3-1)により報告するものとする。この報告を行う連絡系統図は、別図(3-2-1)とする。
- 2 市及び県は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、市、県、関係市町の有するあらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得て的確かつ迅速に広報するものとする。
- 3 市は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。
- 4 市は、避難の指示等を行うとき、気象条件、建物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。
- 5 市は、災害の状況により県が行う緊急時モニタリングに、あらかじめ定めた要員を派遣し、協力するものとする。
- 6 市は、緊急時モニタリング要員及び各種資機材等の輸送が必要となり、道路の損壊等で車両による輸送が困難なとき、又は緊急を要する場合には、県に対し、県及び県警察のヘリコプター等による対応のほか、自衛隊のヘリコプターによる輸送の要請を要求するものとする。

## 第5章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

### 第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

#### 1 災害地域住民の記録

市は、避難又は屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式(別表5-6-1)に記録するものとする。

#### 2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

### 第7節 被災者等の生活再建等の支援

1 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

## 第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

### 【図表】

- 別図（3－2－1） 防災関係機関の情報連絡系統図
- 別表（3－8－1） 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関
- 別表（3－8－2） 原子力災害医療協力機関
- 別表（3－8－3） 原子力災害拠点病院
- 別表（3－8－4） 高度被ばく医療支援センター
- 別表（3－8－5） 原子力災害医療・総合支援センター
- 別表（4－2－1） 地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書
- 別表（4－3－1） 大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書
- 別表（5－6－1） 被災地住民登録様式

**別図（3－2－1） 防災関係機関の情報連絡系統図**

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡

中部電力(株)浜岡原子力発電所 0537-86-3481		
↓		
浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】		
原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護対策部原子力政策課 03-5114-2121	→	警察庁（警察局警備課）03-3581-0141 防衛省（運用企画局事態対処課）03-5269-3246 海上保安庁（警備救難部環境防災課）03-3591-6361 気象庁（総務部企画課）03-3214-7902 厚生労働省（大臣官房厚生科学課）03-3595-2172 農林水産省（大臣官房文書課災害総合対策室） 03-6744-1856 その他関係省庁
内閣府（政策統括官付）03-3501-5695		
内閣官房 内閣官房副長官補（事態対処、危機管理担当）付 03-6910-0259	→	内閣府（内閣総理大臣）
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課）03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官（運輸安全防災）付) 03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局（総務企画部総務課）052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局（健康安全課）054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部（警備救難課）054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→	賀茂地域局（危機管理課）0558-24-2004 東部地域局（危機管理課）055-920-2003 中部地域局（危機管理課）054-644-9104 西部地域局（危機管理課）0538-37-2204 県内全市町（一斉FAX） 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部（環境防災課）045-211-1118 静岡地方気象台 054-286-3411
環境放射線監視センター0548-29-1111		
菊川警察署 0537-36-0110	→	静岡県警察本部（災害対策課）054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署
【市町、消防】		
御前崎市（危機管理課）0537-85-1119		
牧之原市（危機管理課）0548-23-0056		
菊川市（危機管理課）0537-35-0923		
掛川市（危機管理課）0537-21-1131		
吉田町（防災課）0548-33-2164		
袋井市（危機管理課）0538-86-3703		
焼津市（危機対策課）054-631-6625		
藤枝市（危機管理課）054-643-3119		
島田市（危機管理課）0547-36-7143		
森町（防災課）0538-85-6302		
磐田市（危機管理課）0538-37-4903		
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→	消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525
静岡市消防局 054-280-0120		
菊川市消防本部 0537-35-0119		
掛川市消防本部 0537-21-0119		
【中部電力】		
中部電力(株)本店原子力部 052-951-8211		
中部電力(株)東京支社 03-3501-5101		
※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先（関係機関から連絡）		
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161		陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711		防衛省（運用企画局事態対処課）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区気象台（総務部業務課）03-3212-2949		静岡地方気象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡

**別表（3－8－1） 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関**

病院名	所在地	電話
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町8-2	054-254-4311
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林1088-1	053-401-1111

**別表（3－8－2） 原子力災害医療協力機関**

病院名	所在地	電話
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田2060	0537-86-8511
榛原総合病院	牧之原市細江2887-1	0548-22-1131
菊川市立総合病院	菊川市東横地1632	0537-35-2135
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台4-1-11	054-646-1111
焼津市立総合病院	焼津市道原1000	054-623-3111
島田市立総合医療センター	島田市野田1200-5	0547-35-2111
磐田市立総合病院	磐田市大久保512-3	0538-38-5000
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1-1	0537-21-5555

**別表（3－8－3） 原子力災害拠点病院**

病院名	所在地	電話
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東4-27-1	054-247-6111
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山1-20-1	053-435-2111

**別表（3－8－4） 高度被ばく医療支援センター**

病院名	所在地	電話
国 立 研 究 開 発 法 人 量子科学技術研究開発機構	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-206-3103
公 立 大 学 法 人 福 島 県 立 医 科 大 学	福島県福島市光が丘1番地	(代表) 024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828

**別表（3－8－5） 原子力災害医療・総合支援センター**

病院名	所在地	電話
公 立 大 学 法 人 福 島 県 立 医 科 大 学	福島県福島市光が丘1番地	(代表) 024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828

※ 平時において、二次被ばく医療機関に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。

## 別表(4-2-1) 地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書

別表(4-2-1)

地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書						防災機関				
情報 ル ート				区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時	
	中 電	第 号								
	監 視 センタ	第 号		月 日 時 分						
	危機管理局	第 号		月 日 時 分						
	本 部	第 号		月 日 時 分						
概況										
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在									
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機				
	原子炉出力	%	%	%	%	%				
	出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO				
原子炉 停止日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分					
2 災害予防対策実施状況	完了・実施中									
	3 発電所地震警戒本部等	3-(1) 地震警戒本部設置日時					月 日 時 分			
		3-(2) 応急復旧資機材の確保					YES NO			
3-(3) 対外通信連絡手段の確保					YES NO					
特記事項										
添付資料 有(　枚) 無										

## 別表(4-3-1) 大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書

別表(4-3-1)

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書						防災機関			
情 報 ル ト	<p>中浜岡原発</p> <p>所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市</p>			区分 中電 監視センター 危機管理局 本部	文書番号 第号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
					月日時分				
					月日時分				
					月日時分				
概況									
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在								
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機			
	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分			
	地震発生時の 原子炉出力	%	%	%	%	%			
ECCS作動	Y E S • N O	Y E S • N O	Y E S • N O	Y E S • N O	Y E S • N O				
2 発電所の状況	2-(1) 発電所施設・設備の状況								
	2-(2) 事務建屋他構内建築物等の状況								
3 放射線測定、監視結果	3-(1) 排気筒ガスマニタ指示値				異常無	異常有			
	3-(2) モニタリングポスト指示値				異常無	異常有			
4 発電所災害対策本部	4-(1) 災害対策本部設置日時				月 日 時 分				
	4-(2) 対外通信連絡手段の確保				Y E S	N O			
特記事項									
添付資料 有( ) 枚 無									

## 別表(5-6-1) 被災地住民登録様式

別表(5-6-1)

## 被災地住民登録様式

1ページ

2ページ

第号							
ふりがな 氏名		男 女	明 大 昭 平 年 月 日 生				
職業		年令	満 才				
居住地							
事故発生時 の場所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外						
	事故現場からの 距離(km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10						
事故発生 直後の行動	0時間～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～6時間			
	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	
	6時間～ 9時間		9時間～ 12時間		12時間～ 18時間		18時間～ 24時間
屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外
汚染の程度							
除染 その他 措置状況	衣 服	A. B(携行、支給)					
	身 体	A. B. C. D					
	医療措置	A. B. C. D. E					
被ばく当時の 急性症状							

3ページ

4ページ

退避所名		
退避期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
その他 参考事項		
発行年月日	年 月 日	
発行者	○○市町長 氏 名 (印)	

## この登録票について

- この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存して下さい。
- 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出ください。
- この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。
- この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

(記載上の注意) 衣服の欄 A 更衣せず B 更衣  
 身体の欄 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄  
 医療措置の欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療